

議案第4号

里庄町国民健康保険税条例の一部改正について

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月4日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

未就学児における国民健康保険税に係る均等割の減額制度が創設されたこと及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、国民健康保険加入者についても経済的に大きな影響を受けていることから、生活支援の一助として令和4年度の国民健康保険税の税率を引き下げることが目的に所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例(昭和35年里庄町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「対し」を「対して」に改める。

第3条の見出し及び第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第15条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第25条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,700円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,400円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,400円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円

第25条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第25条」を「第25条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までに規定中「第25条」を「第25条第1項」に改め、附則に次の2項を加える。

(令和4年度分に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の課税の特例)

15 令和4年度分に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の第4条、第7条及び第10条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる第4条、第7条及び第10条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	18,000円	9,000円
第7条	9,500円	5,000円
第10条	9,500円	5,000円

(令和4年度分に係る国民健康保険税の減額の特例)

16 令和4年度分に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	12,600円	6,300円
第1項第1号ウ	6,650円	3,500円
第1項第1号オ	6,650円	3,500円
第1項第2号ア	9,000円	4,500円
第1項第2号ウ	4,750円	2,500円
第1項第2号オ	4,750円	2,500円
第1項第3号ア	3,600円	1,800円
第1項第3号ウ	1,900円	1,000円
第1項第3号オ	1,900円	1,000円
第2項第1号ア	2,700円	1,400円
第2項第1号イ	4,500円	2,300円
第2項第1号ウ	7,200円	3,600円
第2項第1号エ	9,000円	4,500円
第2項第2号ア	1,400円	800円

第2項第2号イ	2,400円	1,300円
第2項第2号ウ	3,800円	2,000円
第2項第2号エ	4,800円	2,500円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定（「第25条」を「第25条第1項」に改める部分に限る。）、第15条第1項の改正規定、第25条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）及び第25条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで、第6項から第13項まで、第15項及び第16項の改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の里庄町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。